

屋外広告募集要項

あちてらす倉敷のオープンスペースへの屋外広告について、次のとおり広告物を設置する事業者等を募集します。

広告媒体	施設の名称	あちてらす倉敷
	施設の所在地	倉敷市阿知3丁目9番1号地先
	施設の概要・設置目的	あちてらす倉敷オープンスペースにおいて人々が集い、滞在し、回遊する空間となることを目的として、公共空地に設置された広告板を活用し、オープンスペースの維持管理費やにぎわい事業の実施に必要な費用を得るための屋外広告事業を実施するものである。
広告の企画	広告設置位置	広告設置位置（各場所1枠） 【広告①】 JR倉敷駅寄り広告板・北面 【広告②】 1街区と2街区の中間の広告板・北面 【広告③】 倉敷美観地区寄り広告板・北面 【広告④】 倉敷美観地区寄り広告板・南面 ※ 別紙参照
	広告の大きさ	【広告①】 縦：960mm × 横：510mm 【広告②】 縦：960mm × 横：760mm 【広告③】 縦：960mm × 横：510mm 【広告④】 縦：960mm × 横：510mm
	枠数	4枠
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告面：乳半アクリルパネル（厚さ5mm）＋インクジェットシート貼（ポスター等による掲示も可能です。） ・ 広告枠内の右上又は左上に広告と表示すること。 ・ 「広告掲載事業者と倉敷市とは直接関係ありません。また、倉敷市が特定の事業者を推奨するものではありません。」等の表示を広告枠外に施すこと。
掲載条件	広告掲載料金（税込み）	①, ③, ④ 月額33,000円/枠 ② 月額44,000円/枠
	広告掲載期間	令和3年9月1日～令和4年3月31日 ※ 1か月単位で任意の期間を指定できます。
	広告物の作成主体	広告物は、広告主において作成していただきます。
	広告物の設置主体	広告物の設置は、都市再生推進法人が行います。
	広告物の掲載方法	倉敷市が設置する内照式自立サインでの掲載
	関係規定 （必ずお読みください）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉敷市屋外広告物条例 ・ 倉敷市屋外広告物施行規則 ・ あちてらす倉敷公共空地広告掲載基準
掲載の基準	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	倉敷市が発行する屋外広告物のルール・手引きに則したもので、倉敷市都市景観室の許可が下りたもの。
	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店とします。

申 込 手 続 等	申込方法	・屋外広告掲載申込書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。(持参, Eメール, ファックス又は郵送)
	申込期間	令和3年8月24日(火)以降, 随時受け付けます。 (全枠の掲載広告が決まりましたら, 受付を終了させていただきます。) 書類の受付は, 平日午前10時から午後5時まで行います。
	広告設置者の決定方法	あちてらす倉敷公共空地広告掲載基準等の関係規定に基づき審査を行ったうえ, 先着順で決定いたします。
	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本広告収益は, あちてらす倉敷オープンスペースの維持管理とにぎわい創出に役立っています。 ・広告掲載に当たっては, 関係規定, 関係法令等を遵守してください。 ・広告掲載者(広告主又は広告代理店等)とは, 別途, 広告掲載契約を締結します。 ・広告掲載までに広告原稿案の事前審査が必要となります。倉敷市都市景観室から原稿案の承認を得る手続きが必要ですので, 原稿案は余裕をもって提示するようにしてください。 ・掲載中の広告の取り下げは, 書面にて受け付けます。 ただし, 原則として, 広告料は返還しません。 ・契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも, 期間中の広告料は返還しません。 ・広告の内容等に関する責任は, 広告掲載者が負うものとし, 万一, 紛争等があった場合には, 広告掲載者の責任及び負担において解決してください。
そ の 他	お申込み・お問い合わせ先	お申込み・お問い合わせ 倉敷まちづくり株式会社 〒710-0824 倉敷市白楽町 249-5 倉敷商工会館 3F 電話番号 086-486-2457 F A X 番号 086-486-2458 メールアドレス: info@kmc.jp.net